

※ 特に注釈のない場合、平成19年4月1日から平成20年3月31日の状況です。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1-1 職員の任免について

#### ア 採用の状況(平成19年度試験)

区分		申込者	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	採用者数 (B)	競争倍率 (A)／(B)
上級職	行政(事務)	30人	25人	8人	4人	2人	12.5倍
初級職	行政(事務)	13人	12人	6人	4人	2人	6.0倍
初級職	行政(建築士)	2人	2人	2人	2人	1人	2.0倍

#### イ 退職者数の状況(平成19年度中)

区分		定年	勸奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務職	3人	2人		3人	1人	9人
	技術職	1人			1人		2人
労務職	調理士		2人				2人
	用務員	1人					1人
合計		5人	4人	0人	4人	1人	14人

※ 懲戒免職処分等はその他区分に計上しています。

### 1-2 職員数について

区分	平成19年4月1日 現在職員数	平成19年度中 退職者数	平成19年度中 中途採用者	平成20年4月1日 採用者数	平成20年4月1日 現在職員数
行政職	341人	11人	1人	4人	335人
労務職	30人	3人	0人	0人	27人
合計	371人	14人	1人	4人	362人

※ 行政職とは労務職を除いた職員です。

※ 労務職とは主に保育所調理士や給食センター調理員、学校用務員などです。

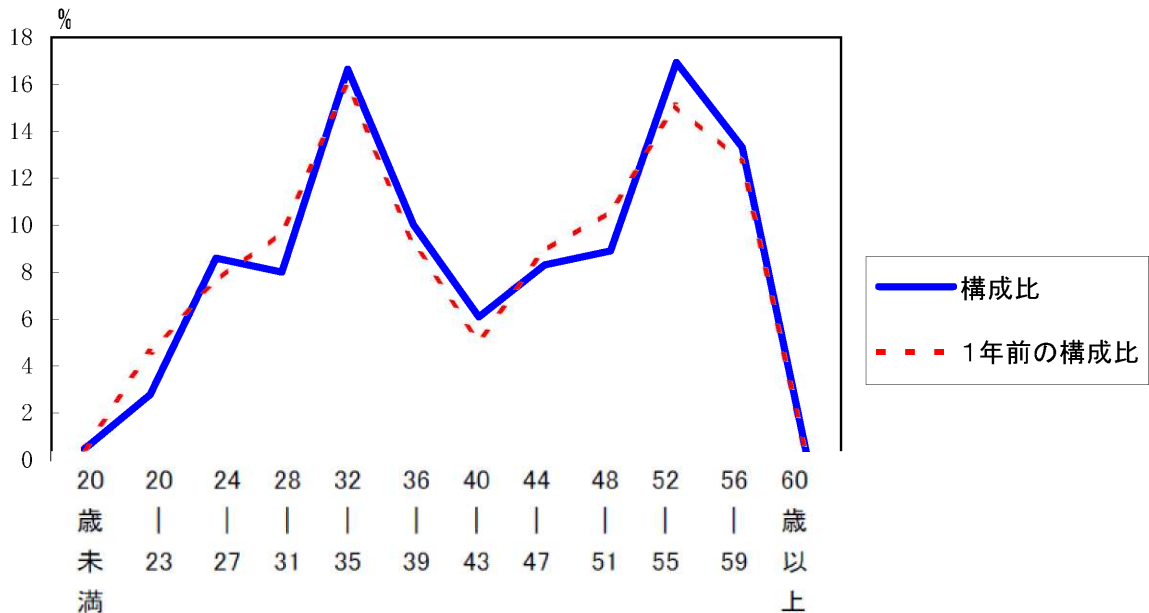
1-3部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通 会計 部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	83人	81人	▲ 2人	欠員不補充、後期高齢者医療広域連合派遣による減
	税務	16人	16人	0人	
	民生	90人	88人	▲ 2人	課の統合による減
	衛生	21人	22人	1人	河南地区衛生処理組合解散による火葬場事務を移管したための増
	農林水産	23人	22人	▲ 1人	農家台帳の整備事務が完了したためによる減
	商工	7人	7人	0人	
	土木	23人	21人	▲ 2人	課の統合による減
	計	268人	262人	▲ 6人	<参考>(平成19年) 人口1万人当たり職員数 61.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.62 人)
	教育部門	74人	72人	▲ 2人	給食センター調理員、学校用務員の退職者不補充による減
	消防部門				
小 計	342人	334人	▲ 8人	<参考>(平成19年) 人口1万人当たり職員数 78.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下水道	11人	11人	0人	
	国保・介護 後期高齢者	18人	17人	▲ 1人	後期高齢者医療制度準備、調査業務縮小による減
	小 計	29人	28人	▲ 1人	
合 計		371人	362人	▲ 9人	<参考>(平成19年) 人口1万人当たり職員数 84.88 人
		[ 390人 ]	[ 390人 ]	[ ]	

(注)1 職員数には教育長を含みます。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。(ただし、条例定数には教育長は含まれません)

1-4 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	31人	29人	60人	36人	22人	30人	32人	61人	48人	0人	361人

(注) 職員数には教育長は含まれておりません。

1-5 職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

ア 派遣している職員

区分	派遣先	人数	内容	派遣期間
19年度	1 宮城県	1	人事交流	4月~3月
	2 財団法人 宮城県建設センター	1	派遣	〃
	3 宮城県後期高齢者医療広域連合	1	〃	〃
20年度	1 宮城県	1	人事交流	4月~3月
	2 宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	〃

イ 派遣されている職員

区分	派遣元	人数	内容	配属期間	配属先
19年度	1 宮城県	1	人事交流	4月~3月	地域協働推進課
	2 〃	1	派遣	〃	生涯学習課(スポーツ振興班)
20年度	1 宮城県	1	人事交流	4月~3月	地域協働推進課
	2 〃	1	派遣	〃	生涯学習課(生涯学習班)

## 2 職員の給与の状況

### 【職員給与の状況】

市職員の給与は、国や県、ほかの地方公共団体との均衡を考えたが、議会の議決を経て、条例により決定されています。

財政状況が厳しい中で、平成19年度と平成20年度の2年間、市では独自に特別職及び一般職員の給与の削減を行っております。内訳は特別職の給料は10%、一般職員の給料は平均3%、そのほかに期末勤勉手当の役職加算額の10%、管理職手当の10%を削減しております。

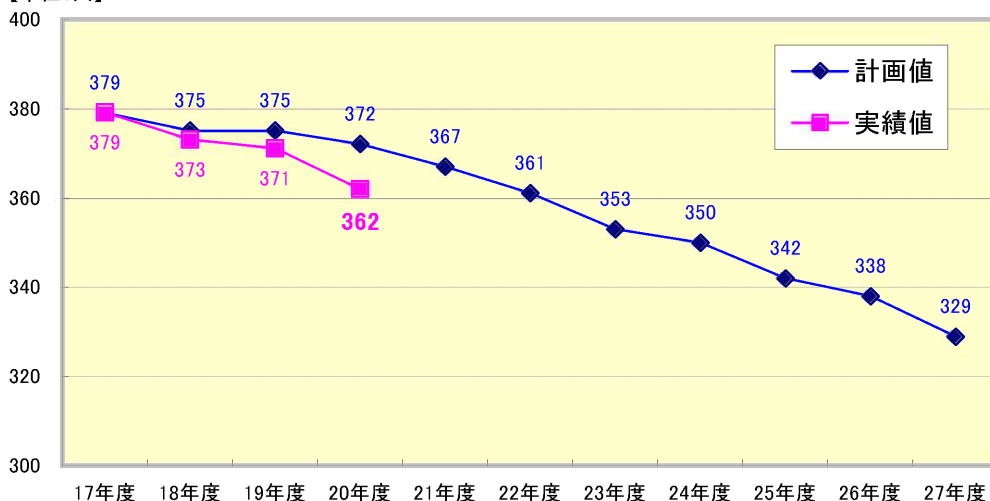
### 【定員管理の状況】

市では、集中改革プランに基づき、平成17年4月1日現在の職員数379人を基準に、平成27年4月1日の職員数を329人、10年間で50人の職員数を削減する目標を立て取り組んでいます。

進捗状況は目標を上回るペースで、3年間で17人の減になっています。(グラフ参照)

定員適正化計画の進捗状況(平成20年4月1日現在)

【単位:人】



#### 2-1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	43,662	15,251,288	270,835	2,822,987	18.5	18.6

#### 2-2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	
19年度	339	1,211,547	173,164	499,834	1,884,545	5,559

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

2-3 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	43.1 歳	315,073 円	364,128 円	343,134 円
宮城県	42.8 歳	354,037 円	419,614 円	388,352 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	44.8 歳	244,796 円	262,955 円	258,463 円
宮城県	49.6 歳	337,502 円	380,423 円	361,229 円
国	48.9 歳	284,679 円	—	320,623 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

東松島市では平成19、20年度に給料の独自削減を行っており削減後の金額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

2-4 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒 (削減後)	172,200 円 168,756 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒 (削減後)	140,100 円 137,298 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒 (削減後)	137,200 円 134,456 円	141,900 円	—
	中 学 卒 (削減後)	121,600 円 119,168 円	125,400 円	—

2-5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数7年～10年未満	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満
一般行政職	大 学 卒	224,938 円	259,211 円	292,433 円
	高 校 卒	184,902 円	218,808 円	267,031 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	178,703 円	197,215 円	231,019 円

2-6 一般行政職の級別職員数等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容および代表的な職種	職員数	構成比
6級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	14人	5.5%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	31人	12.3%
4級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	70人	27.7%
3級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	77人	30.4%
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	32人	12.6%
1級	定型的な業務を行う職務	29人	11.5%

(注)1 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2-7 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,459 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,925 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% (平成19、20年度は10%減額)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

2-8 退職手当(平成20年4月1日現在)

東松島市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	15,228 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

## 2-9 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		654 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		130,772 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	16 %	0 人	16 %
宮城県仙台市	6 %	5 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
宮城県仙台市	6 %	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	3 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

## 2-10 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

廃止した特殊勤務手当 ・感染症防疫作業手当 ・動物の死体処理手当  
 ・行旅死亡人処理手当 ・訪問指導従事手当

## 2-11 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	67,870 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	214 千円

(注)1 選挙による時間外手当も含まれておりますので、選挙のある年とない年では決算額に大幅な変動が生じます。

## 2-12 その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	国の制度との異同	異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	同	—	46,036 千円	229,032 円
管理職手当	同	—	19,805 千円	421,391 円
通勤手当	同	—	13,912 千円	51,237 円
住居手当	同	—	21,206 千円	203,905 円
広域異動当	同	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当(経過措置中)	同	—	2,850 千円	17,063 円

## 2-13 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等			期末手当支給割合(平成19年度)	退職手当(算定方式)	
	減額前	減額率	減額後		(算定方式)	(1期の手当額)
市長	896,000円	10%	806,400円	3.35月	896,000円×在職月数×0.44	18,923,520円
副市長	711,000円	10%	639,900円	3.35月	711,000円×在職月数×0.26	8,873,280円
教育長	603,000円	10%	542,700円	3.35月	603,000円×在職月数×0.21	6,078,240円
議長	424,000円	3%	411,280円	3.35月	—	—
副議長	374,000円	3%	362,780円	3.35月	—	—
議員	350,000円	3%	339,500円	3.35月	—	—

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 3-1 勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間:正午から45分間
1週間当たりの勤務時間	1日8時間×5日間＝40時間
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、8時間の勤務をする ※平成19年度は、約580,000円の時間外勤務手当を削減できました

#### 3-2 年次有給休暇の状況について(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
9,700.0 日	2,205.9 日	245.0人	9.0 日	22.7 %

※ 平成19年中の全期間を市長部局に在籍し、期間中に採用・退職・育児休業・休職がある職員を除いています。

#### 3-3 病気休暇の状況について

区分	外科	内科 (呼吸器等含む)	心身の故障等	合計
職員数(人)	5 人	9 人	5 人	19 人
病休日数	190 日	349 日	483 日	1,022 日
平均取得日数	38.0 日	38.8 日	96.6 日	53.8 日



3-4 その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について

区分		付与日数等	取得人数
有給休暇	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄提供を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動に参加する場合	1年のうち5日間以内	4人
	結婚する場合	連続する7日以内(週休日含む)	6人
	妊娠に起因する障害(つわり)により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	9人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	4人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	5人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	1人
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇(出産予定日14日以内から出産後14日)	2日以内で必要と認められる期間	5人
	育児参加をする場合	5日間以内	
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	10人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1年以内で5日間以内	2人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	54人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	7月から9月までで、3日以内	—
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間		
その他、任命権者が特に必要とみとめた場合	必要と認められる期間	1人	
無給休暇	要介護者を介護する場合(介護休暇)	6ヶ月以内	1人
	3歳未満の子を育児する場合(育児休業)	3歳に達するまでの必要な期間	8人

※ 取得人数は累計です。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 4-1 分限処分について

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
	免職	降任	休職	降給	合計
処分の具体的な理由					
勤務成績がよくない場合					0人
心身の故障の場合					0人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人

### 4-2 懲戒処分について

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
	免職	停職	減給	戒告	合計
処分の具体的な理由					
一般服務違反関係					0人
公金公用物等取扱関係	1人				1人
公務外非行行為					0人
交通事故・交通法規違反関係					0人
監督責任関係			1人		1人

## 5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないとされております。

ただし、職務に専念する義務は、次の場合に限り免除されます。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ その他、任命権者が認めた場合

## 6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修は、人材育成基本方針に基づき、研修を通じて地方分権時代にふさわしい人材を育成し、本市のまちづくりや行政経営を推進することを目的に計画しています。

### 6-1 研修実績について

研修区分		主な研修	件数または回数	参加人数
研修所 研修	階層別 研修	新規採用職員研修や概ね採用 5、10 年目の全職員を対象とした一般職員研修、主任級以上を対象とした監督者研修、班長・課長級を対象とした管理職研修など	8講座	44人
	専門研修	防災、法制執務、契約事務等の実務研修や、組織マネジメント、目標管理と人事評価、交渉力向上、顧客満足、まちづくり実践など、知識習得のための専門分野研修	28講座	82人
各種団体主催研修		建設技術職員研修や共済組合主催のメンタルヘルズ講座、健康(メボ)セミナーや、道路財源制度、裁判員制度に関する時局講演会など	14講座	249人
職場研修	講演会等	全職員を対象に様々な行政課題に関する研修や講演会の開催	7回	491人
	救命講習	自主救護能力と救命率の向上、防災意識の高揚を図るため、全職員を対象(普通救命資格取得率100%)に救急救命講習会を実施	11回	268人
派遣研修	長期派遣	県及び広域行政事務組合への派遣	—	2人
	短期派遣	市町村職員中央研修所、自治大学校への派遣など	1講座	1人

### 6-2 勤務成績の評定の状況について

評定の時期	評定結果	職種		合計
		行政職	労務職	
平成20年1月1日	極めて良好	18人	2人	20人
	特に良好	63人	4人	67人
	良好	236人	18人	254人
	やや良好でない	8人	1人	9人
	良好でない	0人	0人	0人
合計		325人	25人	350人

※ 行政職は55歳、労務職は57歳を超えると昇給抑制となっています。

※ 育児休業・病気休業取得職員を除いています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 7-1 健康の保持増進について

#### (1) 健康管理対策

定期健康診断等を実施するとともに、その結果を有効に活用していくために次の事業を実施しています。

##### ア 定期健康診断

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
一般定期健康診断	35歳未満の全職員及び臨時職員	233人	233人	100.0%
結核健診	35歳未満の全職員及び臨時職員	233人	224人	96.1%
事後指導会	一般定期健康診断受診結果により対象職員	75人	10人	13.3%
人間ドック	35歳以上の全職員	232人	232人	100.0%
脳ドック	40歳以上の全職員(希望により受診)	195人	51人	26.2%

##### イ がん検診

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
乳がん健診	35歳以上の女性職員	69人	64人	92.8%
子宮がん検診	35歳以上の女性職員	69人	45人	65.2%

#### (2) メンタルヘルス対策

職員のストレス要因の増加に伴うメンタルヘルス対策として、メンタルヘルスに関する理解と知識の普及、職員の状態に応じた適切な指導のために次の事業を実施しています。

##### ア メンタルヘルス研修会

管理監督者向け及び一般職員向けメンタルヘルス研修への積極的な参加。

##### イ メンタルヘルス相談

共済組合メンタルヘルス電話相談窓口を設置。

### 7-2 安全管理について

衛生管理者や安全衛生推進者による職場ごとの安全管理を推進しています。なお、平成19年度における公務災害・通勤災害の認定件数は次のとおりです。

加入団体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	3件	3件	公務中の負傷 … 3件 通勤中の負傷 … 0件

### 7-3 職員互助会組織の設置について

職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づいて職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、職員間の親睦を図っています。また、フラワーストリートの植栽事業やクリーン作戦運動にも積極的に参加しております。互助会は職員からの会費にて運営しております。

#### ア 職員互助会組織の概要

項目	概要
名称	東松島市職員互助会
会員数	371人(一般職員)
総事業費	7,391千円

#### イ 職員福利厚生事業

項目	概要
健康増進事業	スポーツ等活動助成金
元気回復事業	レクリエーション事業費、健康増進センター(ゆぶと)利用助成金

#### ウ 慶弔時の給付

項目	概要
祝金	退会給付金、結婚祝金、出産祝金
弔慰金	弔慰金
その他	病気見舞金、災害見舞金

### 7-4 利益の保護の状況について

- ア 職員の勤務条件に関する措置要求の状況 0件  
イ 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況 0件

※公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告です。